

インサイダー取引の再発防止に向けた取り組み

NHKでは「職員の株取引問題に関する第三者委員会」からの10項目の提言を受けて、インサイダー取引の再発防止に向けた取り組みを行っています。本日から、「インサイダー取引防止規程」を施行します。

○インサイダー取引を防止する施策

- ・「インサイダー取引防止規程」で、報道情報システムの使用を認められている者、および報道局・海外総支局に所属する職員の株券等の取引を、原則として禁止します。
- ・報道情報システムを使用する者は、株券等の取引を行わない旨の誓約書の提出を義務付け、誓約書を提出しない者には報道情報システムの使用を認めません。
- ・会長通達（本日付）で上記以外のすべての職員の株券等の短期売買（6か月以内）を原則として禁止します。
- ・「新放送ガイドライン」については、既に5月末に改訂を行い、インサイダー取引に関する記述を明記しました。
- ・「倫理・行動憲章」と「行動指針」も改定に向けて、現在作業中です。

この他にも再発防止のために、以下のような取り組みを行っています。

○公共放送人、ジャーナリストとしての議論の実施

報道・放送現場での緊急討議を6月から開始し、これまでに48の放送局で実施、7月中にはすべての放送局で行います。議論は今後も継続して行い、出された声を活かしながら、プロのジャーナリストを育成するための研修などを大幅に強化していきます。

○組織の改編・変革への取り組み

若手による「組織改革のための緊急特別プロジェクト」が7月に提言をとりまとめ、その結果を今後の経営計画や人事施策に反映していきます。

○報道情報システムのさらに厳格な運用に向けたシステムの改善

より厳格な運用のために、原稿を見ることが出来る地域を制限するなどのシステム整備を進めています。

○再発防止と信頼回復のための検証番組放送

2回目の番組を7月20日に放送します。その後も継続して放送を行い、視聴者の皆様からの声、提言に対するNHKの取り組みをお伝えしていきます。